

# 第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

## 防火防災意識の高揚

平成24年中の火災を出火経過別にみた場合に、全体の65.7%を失火が占めていることや、危険物に係る火災の半数以上が人的要因によって発生していること、また、地震や風水害発生時における避難及び、二次災害の防止は住民の日ごろの備えや、災害時の適切な行動が基本となることなど、災害に強い安全な地域社会の構築には、国民の防火防災意識の高揚が非常に重要となる。

そのため、一人ひとりが防火防災に関心を持ち、災害が発生した場合に的確に対処できるよう、災害に対する知識を身に付けておくことが大切である。

このような観点から、消防庁では、「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）、「全国火災予防運動」（春季：3月1日～7日、秋季：11月9日～15日）、「危険物安全週間」（6月の第2週）、「防災週間」（8月30日～9月5日）、「119番の日」（11月9日）などの機会をとらえて、国民の防火防災意識の高揚を図るための啓発活動等を行っている。また、安全功労者に対して総務大臣表彰（毎年7月上旬）を行い、防災功労者に対して消防庁長官表彰（随時実施）を行い、特に功労が顕著な者について、内閣総理大臣表彰（それぞれ毎年7月上旬、9月上旬）が行われている。

今後とも、国民の防火防災に関する関心を喚起し、意識の高揚を図っていく必要がある。

### 1 全国火災予防運動

#### (1) 全国火災予防運動

近年、都市構造や建築構造、生活様式の変化等に伴い、火災等の災害要因の多様化が進行している。

このような状況において、火災をはじめとする災害の発生を未然に防止し、また、その被害を最小限にするためには、国民の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を深く認識するとともに、防火・防災に対して十分な備えをすることが最も重要である。こ

のことから、消防庁では、毎年2回、春と秋に全国火災予防運動を実施することで、国民に対し防火・防災意識の高揚及び、火災予防対策の実践を呼びかけている。

#### ア 秋季全国火災予防運動

（平成24年11月9日～11月15日）

秋季全国火災予防運動は、火災が発生しやすい秋季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として行われるもので、消防庁では「消すまでは 出ない行かない 離れない」を平成24年度の全国統一防火標語に掲げ、各省庁、各都道府県及び関係団体の協力の下に、「住宅防火対策の推進」、「放火火災・連続放火火災防止対策の推進」、「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」、「製品火災の発生防止に向けた取組の推進」を重点目標として、各種広報媒体を通じて広報活動を実施した。これと併せて、各地の消防機関においても、予防運動の主旨に基づき、各種イベントや消防訓練の実施、各家庭に対する住宅防火診断等様々な行事を行った。

また、消防庁では、昭和62年（1987年）から



秋季全国火災予防運動ポスター

毎年11月9日を「119番の日」として設定し、各種行事を実施している。

## イ 春季全国火災予防運動

(平成25年3月1日～3月7日)

平成25年春季全国火災予防運動では、前年の秋季全国火災予防運動と同一の全国統一防火標語の下に、「住宅防火対策の推進」、「放火火災・連続放火火災防止対策の推進」、「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」、「製品火災の発生防止に向けた取組の推進」、「林野火災予防対策の推進」を重点目標として、秋季同様、様々な行事を実施した。

### (2) 文化財防火デー (1月26日)

昭和24年(1949年)1月26日の法隆寺金堂火災を契機として、昭和30年(1955年)以降、消防庁と文化庁の共同主唱により、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

また、この日を中心として文化財の所有者及び管理者は、管轄する消防本部の指導の下に重要物件の搬出や消火、通報及び避難の訓練などを積極的に実施し、文化財の防火・防災対策に努めている。

### (3) 全国山火事予防運動 (平成25年3月1日～3月7日)

全国山火事予防運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防活動をより効果的な

ものとするため、消防庁と林野庁の共同により、春季全国火災予防運動と併せて同期間実施している。

平成25年の全国山火事予防運動では、「山の火事 もとは小さな 火種から」を統一標語として、ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校生徒等を重点対象とした啓発活動、駅、市町村の庁舎、登山口等への警報旗の設置やポスター等の掲示、報道機関等を通じた山火事予防思想の普及啓発、消防訓練の実施や研究会の開催、地域住民、森林所有者等による山火事予防組織と婦人(女性)防火クラブ等民間防火組織が連携した予防活動等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

### (4) 車両火災予防運動 (平成25年3月1日～3月7日)

車両火災予防運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省の共同主唱により、春季全国火災予防運動とあわせて同期間実施している。平成25年の車両火災予防運動では、車両カバーにおけ



春季全国火災予防運動ポスター



第59回文化財防火デー【福岡県久留米市・善導寺】  
(写真提供：文化庁)



る防災製品の使用を推進し、放火火災防止対策を図るとともに、駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底として、初期消火、通報及び避難などの消防訓練の実施及び設置されている消防用設備等の点検整備の推進を実施した。

### (5) 消防記念日（3月7日）

昭和23年（1948年）3月7日に「消防組織法」が施行され、我が国の消防は、市町村消防を原則とする今日の「自治体消防」として誕生した。そして、同法が施行されて2周年を迎えた昭和25年（1950年）、広く消防関係職員及び住民の方々に「自らの地域を自らの手で火災その他の災害から守る」ということへの理解と認識を深めていただくため「消防記念日」が制定された。

消防記念日である3月7日は、例年春季全国火災予防運動（毎年3月1日～3月7日）の最終日となっており、全国の消防本部等において、消防訓練、記念式典や消防防災功労者に対する表彰など、様々な行事が行われている。

## 2 危険物安全週間

危険物に係る火災及び流出事故の合計件数は近年高い水準で推移しており、それらの事故原因をみると、維持管理や操作確認が不十分であるなど人的要因によるものが多くなっている。

こうした事故を未然に防止するために、消防庁で



平成25年度危険物安全週間推進ポスター

は、平成2年度（1990年度）以降、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物関係事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、家庭や職場における危険物の取扱いに対する安全意識の高揚及び啓発を図っている。具体的には、各都道府県、関係団体等と協力して、推進標語の募集や推進ポスターの作成をはじめとする広報活動を行っているほか、危険物の安全管理の推進や危険物の保安に功績のあった個人、団体及び事業所に対し表彰を行っている。

平成25年度の危険物安全週間（6月2日～8日）では「あなたこそ 無事故を担う 司令塔」を推進標語として全国的な広報・啓発運動を展開したほか、危険物の保安に功績があった者を表彰した。また、各地域においては、危険物関係事業所の従業員や消防職員を対象とした講演会や研修会が開催されたほか、消防機関による危険物施設を対象とした立入検査や自衛消防組織等と連携した火災等を想定した訓練などが行われた。

## 3 防災知識の普及啓発

我が国は繰り返し地震や風水害等の災害に見舞われており、こうした災害は日本のどこでも発生する可能性がある。災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、地方公共団体が一体となって防災対策を推進するとともに、国民一人ひとりが、避難、救助、応急救護、出火防止、初期消火等の防災に関する知識や技術を身に付け、日ごろから家庭での水・食料等の備蓄、家具の転倒防止、早めの避難等の自主防災を心がけることが極めて重要である。また、防災のための講習会や防災訓練に積極的に参加し、地域ぐるみ、事業所ぐるみの防災体制を確立していくことが災害時の被害軽減につながる。

このため、政府は、大正12年（1923年）に関東大震災が発生した9月1日を「防災の日」、毎年8月30日から9月5日までを「防災週間」、安政南海地震（安政元年（1854年））が発生した11月5日を「津波防災の日」、平成7年（1995年）に阪神・淡路大震災が発生した1月17日を「防災とボランティアの日」、毎年1月15日から21日までを「防災とボランティア週間」と定めて、国民の防災意識の高揚を図っている。とりわけ、「防災週間」では政府や地方公共団体から地域の自主防災組織に至る

まで大小様々な規模で防災訓練等を中心とした行事が行われ、また「防災とボランティア週間」では、全国各地で防災写真展や防災講習会、消火・救助等の防災訓練等の事業が実施されている。

消防庁においては、インターネット等の広報媒体を通じた防災知識の普及啓発を行うとともに、地方公共団体では、各種啓発行事の実施、自主防災組織の育成などを通じて、住民、事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めている。

また、消防庁では、地方公共団体において実施される一般向けの防災研修を支援することを目的として、講師となる地方公共団体職員向けの「防災研修カリキュラム・講師支援教材」を作成した（参照URL：[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h20/2007/200717-1houdou\\_z.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h20/2007/200717-1houdou_z.pdf)）。この中では、受講者の興味を引きやすく、理解を促すための基本的なカリキュラムについて例示するとともに、研修に活用することを想定した教材、資料作成に活用できる写真素材などを掲載している。

さらに消防庁では、小中学生や自主防災組織などの地域住民に対して消防・防災に関する知識、応急救護や初期消火、災害図上訓練など防災に関する実技を伝えるための指導者用防災教材「チャレンジ！防災48」を作成し地方公共団体等に配布するとともに、インターネット上に公開した。（参照URL：<http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/index.html>）教材には災害に関する映像・写真を豊富に収録しており、研修や防災啓発に幅広く利用して頂くことを想定している。また、消防庁では、教材活用に当たってのポイントや、実際に教材を活用して防災教育を実施した事例を紹介する「チャレンジ！防災48活用事例集」（参照URL：<http://open.fdma.go>。

[jp/e-college/bosai/bousai48.pdf](http://e-college/bosai/bousai48.pdf)）を作成し、活用の促進を図っている。

## 住民等の自主防災活動

### 1 コミュニティにおける自主防災活動

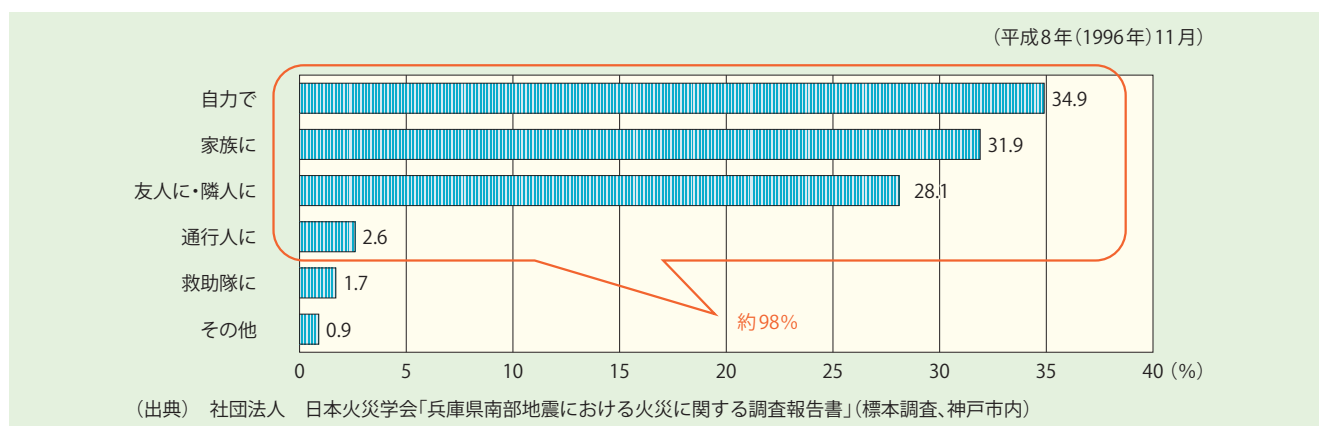
#### (1) コミュニティにおける自主防災活動の促進

防災体制の強化については、消防機関をはじめとする防災関係機関による体制整備が必要であることは言うまでもないが、住民によるコミュニティにおける自主防災活動を促進し、地域ぐるみの防災体制を確立することも重要である。

特に、大規模災害時には、道路、橋りょう等は損壊し、電話、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、常備消防をはじめとする防災関係機関等の災害対応に支障を来すことが考えられる。また、広域的な応援態勢の確立にはさらに時間を要する場合も考えられる。このような状況下では、地域住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に、組織的に出火の防止、初期消火、情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当、給食・給水等の自主的な防災活動を行うことが必要不可欠である。

阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火を行い、延焼を防止した事例や、救助作業を行い人命を救った事例等が数多くみられた（第4-1図）。東日本大震災においても、地域における自主的な防災活動の重要性が改めて認識され、

第4-1図 生き埋めや閉じ込められた際の救助



自主防災組織の結成促進や活動活性化の取組が各地で行われているところである。全国における自主的な防災組織による活動カバー率（全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合）は増加傾向が続いている（第4-2図）。

このような自主防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、災害時における情報収集伝達・警戒避難体制の整備、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定し防災訓練を積み重ねておくことが必要である。

また、地域の防火防災意識の高揚を図るためには、地域の自主防災組織の育成とともに、婦人（女性）防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成強化を図ることも重要である。さらに、防災関係機関をはじめ、消防団、自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ、事業所、各種団体等、地域防災の担い手同士が相互に連携することが、防災力の向上につながる。

## (2) 自主防災組織等

### ア 地域の自主防災活動

自主防災組織は地域住民の連帯意識に基づき自主防災活動を行う組織で、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、防災巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時においては、初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝

達、給食・給水、災害危険箇所等の巡視等を行うこととしている。

平成25年4月1日現在では、全国1,742市区町村のうち1,647市区町村で15万3,600の自主防災組織が設置されており、組織による活動カバー率は77.9%となっている（附属資料Ⅱ-30）。

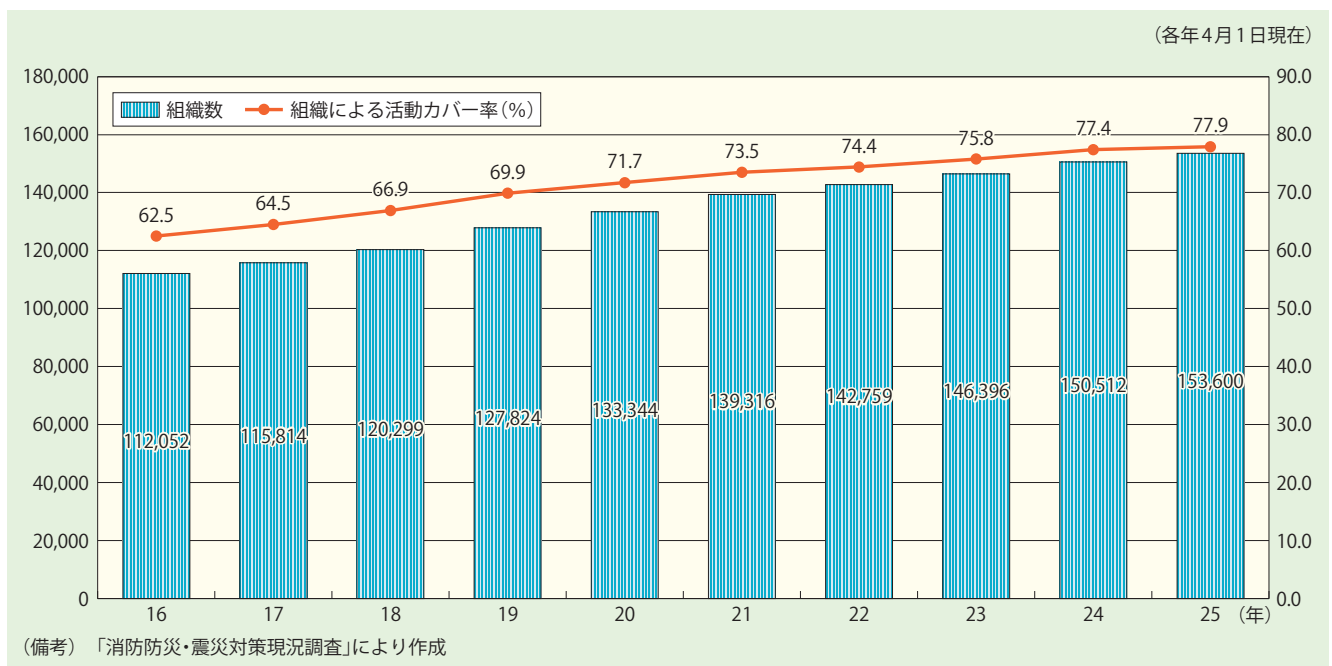
これらの自主防災組織を育成するために、平成24年度は902市区町村において、資機材購入及び運営費等に対する補助が行われており、また、297市区町村において、資機材等の現物支給が行われている。これらに要した経費は平成24年度で合計43億5,253万円となっている。

消防庁では、自主防災組織活動を進めるための指針である「自主防災組織の手引」を平成23年3月に改訂したほか、平成25年3月には「東日本大震災における自主防災組織の活動事例集」を作成し、地方公共団体等へ配布している。引き続き、住民が参加しやすい工夫を凝らすことなどにより、地域の防災力を一層向上させていくことが必要である。

自主防災組織の活性化のためには、各自主防災組織間の協調・交流や行政・企業・教育その他の分野との連携が重要であり、自主防災組織が相互の活動内容を知り、連絡を取り合うための都道府県単位・市町村単位及び地区単位の連絡協議会の設置が非常に有効であることから、消防庁として設置の促進を支援している。

なお、防災訓練においては住民の事故が起こらな

第4-2図 自主防災組織の推移





いか、細心の注意が払われているが、万一にも住民の事故が起きてしまった場合には、防火防災訓練災害補償等共済制度が活用されることとなっている。

また、消防庁では、各地域で行われている、先進的な自主防災組織の事例等を活動事例集等にまとめ地方公共団体等に紹介している。

#### ～地域による津波一次避難場所の整備～

石川県珠洲市の正院地区自主防災組織では、市指定の津波来襲時の一時避難場所である殿山を自主的に整備した。整備に当たっては、消防団、ボランティア、青年団、PTA、地域住民など有志200名が参加し、避難路や避難場所を整備した。

#### ～他の組織と連携した活動事例～

東京都港区の愛宕一之部防災会では、消防署、消防団と連携して毎年発災対応型訓練を実施しており、初期消火訓練、AEDを活用した心肺蘇生法、震災用救助資機材取扱訓練等を実施している。

#### ～東日本大震災における活動事例～

宮城県白石市の長袋沖自主防災会では、道路状況の調査を実施し、がれきを取り除き交通を円滑化した。また、あらかじめ作成しておいたリストに基づき、高齢者宅を徒歩で一軒一軒回って安否確認等を実施した。

## イ 婦人（女性）防火クラブ

家庭での火災予防の知識の修得、地域全体の防火意識の高揚等を目的として組織されている婦人（女性）防火クラブは、平成25年4月1日現在、9,554団体、約143万人が活動している。災害時には、お互いに協力して活動できる体制を整え、安心安全な地域社会をつくるため、各家庭の防火診断、初期消火訓練、防火防災意識の啓発等、地域の実情や特性に応じた防火活動を行っている。

また、婦人（女性）防火クラブの団体相互の交流、活動内容の情報交換、研修等を実施し、活動内容の充実強化につなげるため、平成25年8月現在42道府県において都道府県単位での連絡協議会が設置されている。

東日本大震災においても、避難所における炊き出し支援や、被災地への義援金・支援物資の提供等の支援活動が行われた。

## ウ 少年消防クラブ

少年消防クラブは、少年少女が災害、防火・防災について学ぶ組織であり、平成25年5月1日現在のクラブ数は、4,587団体、約42万人となっている。その活動は、将来の地域防災の担い手を育成する基盤的な活動として期待されており、少年消防クラブの発足当初は、火災予防の普及徹底を目的とした学習、研究発表、ポスター作成、校内点検、火災予防運動などの活動が主であったが、最近では消火訓練、避難訓練、救急訓練などの実践的な活動に向けた取組のほか、防災タウンウォッチングや防災マップづくりなど身近な防災の視点を取り入れた活動も多く行われている。

消防庁では、地方公共団体等とともに全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長：消防庁長官）を設けて、優良なクラブや指導者に対する表彰を実施しており、平成24年度は、特に優良なクラブ16団体、優良なクラブ29団体、及び優良な指導者14人を表彰した。少年消防クラブは、長い間15歳までの少年少女を中心として編成されていたが、青少年の防災教育を推進する観点から、消防庁では平成20年11月に、クラブの対象を高校生など18歳までに引き上げることなどについての検討を都道府県等に依頼した。これを受けて、高校で少年消防クラブが組織されるなど、高校生が新たに少年消防クラブ活動に参加する例が出てきている。

少年消防クラブの対象年齢引き上げに関連して、



少年消防クラブ活動の様子  
神奈川県 大和市少年消防団（神奈川県大和市消防本部提供）



少年消防クラブ交流会の様子

平成21年度には、年齢を引き上げたクラブの活動内容や、少年消防クラブの活性化のための方策についての検討を行い、「少年消防クラブの充実方策に関する検討会」報告書を取りまとめた。この中では、少年消防クラブのモデル的な活動内容を示すことの有効性、指導者育成やクラブ相互の情報交流、積極的な広報の重要性などが指摘されている。この報告を受けて、消防庁などが参画する少年消防クラブ活性化推進会議では、実践的な活動を取り入れるなど積極的な取組をしようとするクラブを全国から募集し、88のクラブを「モデル少年消防クラブ」として選定しているところであり、モデル少年消防クラブの具体的な活動事例を広く紹介することなどを通して、少年消防クラブ活動の一層の発展を図っている。

また、消防庁では、将来の地域防災の担い手育成を図るため、消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員と親交を深めるとともに、消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備えなどについて学ぶ「少年消防クラブ交流会」を平成24年度から開催している。平成25年度は徳島県において開催し、ヨーロッパ青少年消防オリンピックの競技種目を参考にホースの搬送やロープの結索などを取り入れた合同訓練等を行った。

## エ 幼年消防クラブ

児童・園児を中心とした幼年消防クラブは、幼年期において、正しい火の取扱いについてのしつけを行い、消防の仕事を理解してもらうことにより、火遊び等による火災発生の減少を図るためのものであり、近い将来、少年・少女を中心とした防災活動に



幼年消防クラブの活動の様子  
(宮城県登米市提供)

参加できる素地をつくるため、9歳以下の児童（主に幼稚園、保育園の園児など）を対象として編成され、消防機関等の指導の下に組織の育成が進められている。

なお、平成25年5月1日現在の組織数は、13,599団体、約115万人となっている。

## 2 事業所の自主防災体制

事業所では、自らの施設における災害を予防するための自主防災体制がとられている。特に、平成21年6月に施行された改正消防法では、一定の大規模・高層の建築物について自衛消防組織の設置等が義務付けられたところである。また、一定数量以上の危険物等を取り扱う事業所は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づき、防災組織を設置することが義務付けられている。平成25年4月1日現在、全国の事業所において設置されている自衛消防組織等の防災組織は100万625組織となっている（自衛消防組織についてはP.65参照）。

事業所の防災組織は、本来自らの施設を守るために設けられているものであるが、地震などの大規模災害が発生した際に、自主的に地域社会の一員として防災活動に参加・協力できる体制の構築が図られれば、地域防災力の充実強化に大きな効果をもたらすものと考えられる。

阪神・淡路大震災では、事業所の自衛消防隊員が地域の消火活動に出動し、住民と協力して火災の拡大を食い止めたほか、事業所の体育館が避難所として提供された。また、東日本大震災では、行政との協定に基づき、事業所が物資の提供を行った。

このように、事業所の協力が自然災害や大規模事故、テロ災害等への対応力の強化につながることを踏まえ、全国各地において、地方公共団体と事業所との間で災害時の救出救護や物資提供等に関する協定が締結されている。

また、多くの事業所の防災組織が、自主防災組織等の地域の組織と協定を結ぶなどして地域の防災活動に協力している。地域の組織と協力関係を定めている事業所の防災組織は、平成25年4月1日現在で6,922組織となっている。



### 3 災害時のボランティア活動

被災地における様々なニーズに合わせた柔軟な対応を行う上で、ボランティア活動が非常に重要な役割を担っていることが、阪神・淡路大震災において改めて認識された。平成7年（1995年）12月に改正された災害対策基本法では、ボランティアの活動環境の整備が防災上の配慮事項として新たに位置付けられた。また、防災関係機関をはじめ、広く国民が、災害時におけるボランティア活動や自主防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を促進するために、「防災とボランティアの日」（1月17日）、「防災とボランティア週間」（1月15日から21日）が創設されている。

阪神・淡路大震災以降も、全国で地震や水害などの大きな災害が発生しているが、こうした災害において近隣や全国から数多くのボランティアが集まり、被災した家屋の片付け、水害で流れ込んだ泥のかき出し、避難所での手伝い、被災者や子どもの話し相手、生活再建支援、町おこし・村おこし等の復旧・復興に関する支援活動が展開されている。

東日本大震災においても、泥かきや物資の仕分け、子どもの遊びや学習支援、高齢者への傾聴、外国語や手話の通訳、栄養指導、カウンセリング等、ボランティアによる幅広い支援活動が行われた。

また、大規模災害時等の混乱の中でもボランティア活動が円滑に行われるよう、平成11年（1999年）度から、地方公共団体によるボランティアの活動環境整備の促進を目的として、消防庁、都道府県、政令指定都市等で構成する「災害ボランティアの活動環境整備に関する連絡協議会」を年1回開催している。この協議会では、毎年、地方公共団体における災害ボランティアに関する取組事例等の紹介や有識者による講演等を通して、都道府県・政令指定都市の担当者間で災害ボランティアの活動環境の向上のための情報共有を行っている。

## 災害に強い安全なまちづくり

### 1 防災基盤等の整備

#### (1) 公共施設等の耐震化

消防庁では、地震等の大規模な災害が発生した場

合においても、災害対策の拠点となる施設等の安全性を確保し、もって被害の軽減及び住民の安全を確保できるよう防災機能の向上を図るため、「災害に強い安全なまちづくり」の一環として、公共施設等耐震化事業により、

- 〔1〕 避難所となる公共・公用施設（学校や体育館など）
- 〔2〕 災害対策の拠点となる公共・公用施設（都道府県、市町村の庁舎や消防署など）
- 〔3〕 不特定多数の住民が利用する公共施設（文化・スポーツ施設、道路橋りょう、交通安全施設など）
- 〔4〕 社会福祉事業の用に供する公共施設の耐震化を推進している。

なお、「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書」（平成25年12月）によると、地方公共団体が所有している公共施設等のうち、災害応急対策を実施するに当たり、平成24年度末時点で地方公共団体が所有又は管理している防災拠点となる公共施設等の188,312棟のうち155,455棟（82.6%）の耐震性が確保されている（第4-3図）。

消防庁では、地方公共団体が公共施設の耐震化を進める上での参考となる資料として平成17年度に「防災拠点となる公共施設の耐震化促進資料（耐震化促進ナビ）」を作成し、すべての地方公共団体へ配付するとともに、消防庁ホームページ（参照URL：<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/taishin/index-j.html>）において公表している。

さらに、初動対応の要となる都道府県・市町村庁舎等の耐震率の向上や家具転倒防止等自主防災の推進などに取り組んでいる。

#### (2) 防災施設等の整備

災害に強い地域づくりを推進するためには、消防防災の対応力の向上に資する施設等の整備が必要であり、消防庁では、消防防災施設整備費補助金や防災基盤整備事業等により、防災施設等の整備を推進している。

東日本大震災では、市町村の災害対策本部機能の喪失又は著しい低下等が見られたことから、消防庁では、非常用電源の整備、多様な手段による速やかな被害情報収集手段の確保を地方公共団体に要請した。



### (3) 震度情報ネットワークの整備

阪神・淡路大震災を契機に、迅速かつ適切な初動体制・広域応援体制の確立に資するため、「1市区町村1観測点」を原則とした震度情報ネットワークの整備を進めてきた。平成20年度には、震度計の更新時期を迎えるとともに、その具体的な配置基準も課題となったことから、消防庁では気象庁と合同で「震度に関する検討会」を開催し、震度計の具体的な配置基準や設置環境等について検討を行い、地方公共団体に提示した。また、震度情報ネットワークの更新・整備について、平成21年度には、補正予算により「防災情報通信設備整備事業交付金」を創設し、各都道府県に対し全額国費による財政的な支援を行った。

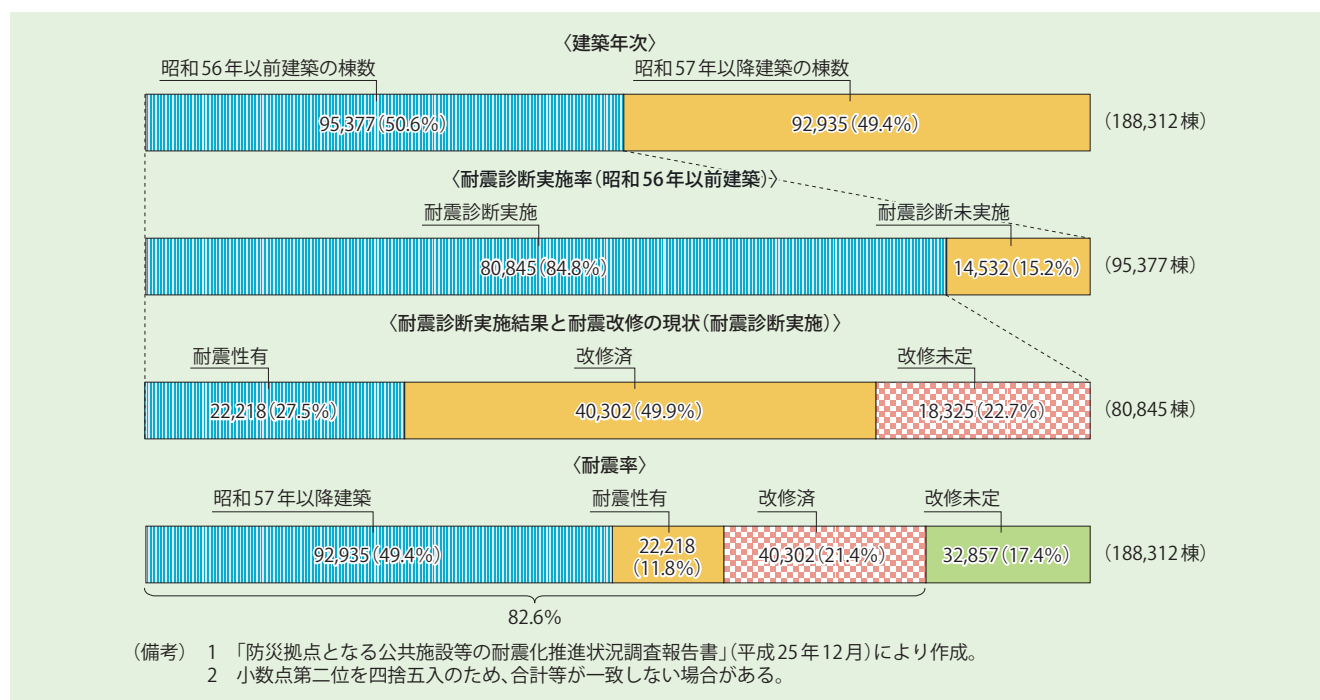
### (4) 防災拠点の整備

大規模災害対策の充実を図る上で、住民の避難地又は防災活動の拠点を確保することは非常に重要であり、想定される災害応急活動の内容等に応じた機能を複合的に有する「防災拠点」として整備していくことが必要である。

このため、平常時には防災に関する研修・訓練の場等となり、災害時には、防災活動のベースキャンプや住民の避難地となる防災拠点の整備が必要である。消防庁では、防災基盤整備事業等により地方公共団体における防災拠点の整備を促進している。

第4-3図

地方公共団体の防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況



## 第4-1表

## 防災拠点となる公共施設等の耐震化進捗状況(都道府県別:耐震率順)

拠点施設(都道府県、市町村合計)

	都道府県名	全棟数 A	S57年以降建築の棟数 B	改修の必要がない棟数 <sup>※1</sup> C	改修済棟数(H24年度末) D	H24年度末耐震済の棟数 B+C+D=E	未改修の棟数 <sup>※2</sup> A-E=F	H24年度末耐震率 E/A
1	東京都	11,900	4,365	2,540	4,500	11,405	495	95.8%
2	愛知県	8,196	3,596	1,547	2,537	7,680	516	93.7%
3	静岡県	5,533	2,840	733	1,606	5,179	354	93.6%
4	三重県	3,182	1,778	493	697	2,968	214	93.3%
5	宮城県	2,966	1,695	391	671	2,757	209	93.0%
6	神奈川県	7,900	3,504	1,289	2,435	7,228	672	91.5%
7	山梨県	1,697	1,033	248	247	1,528	169	90.0%
8	埼玉県	6,673	2,687	606	2,505	5,798	875	86.9%
9	岐阜県	4,269	2,188	757	757	3,702	567	86.7%
10	長野県	4,958	2,952	505	767	4,224	734	85.2%
11	福岡県	4,625	2,600	634	672	3,906	719	84.5%
12	香川県	1,845	868	162	528	1,558	287	84.4%
13	和歌山県	2,138	986	255	563	1,804	334	84.4%
14	兵庫県	7,905	3,766	794	2,107	6,667	1,238	84.3%
15	滋賀県	2,952	1,640	257	589	2,486	466	84.2%
16	京都府	4,696	2,035	708	1,181	3,924	772	83.6%
17	青森県	2,486	1,327	279	443	2,049	437	82.4%
18	石川県	2,708	1,314	244	672	2,230	478	82.3%
19	大阪府	10,781	3,858	1,594	3,420	8,872	1,909	82.3%
20	宮崎県	1,755	869	346	228	1,443	312	82.2%
21	群馬県	3,197	1,704	357	555	2,616	581	81.8%
22	大分県	1,925	1,160	110	295	1,565	360	81.3%
23	長崎県	2,677	1,255	266	645	2,166	511	80.9%
24	熊本県	3,184	1,645	474	446	2,565	619	80.6%
25	鹿児島県	3,128	1,620	558	340	2,518	610	80.5%
26	新潟県	5,361	2,893	379	1,024	4,296	1,065	80.1%
27	山形県	1,692	1,012	120	217	1,349	343	79.7%
28	福井県	2,273	1,144	261	399	1,804	469	79.4%
29	千葉県	6,716	2,951	1,011	1,346	5,308	1,408	79.0%
30	岩手県	2,870	1,608	285	370	2,263	607	78.9%
31	沖縄県	2,659	2,058	30	7	2,095	564	78.8%
32	佐賀県	1,523	792	188	219	1,199	324	78.7%
33	秋田県	2,532	1,403	168	416	1,987	545	78.5%
34	富山県	2,566	1,428	204	369	2,001	565	78.0%
35	徳島県	2,075	1,016	119	483	1,618	457	78.0%
36	島根県	2,238	1,278	227	236	1,741	497	77.8%
37	鳥取県	1,698	963	127	216	1,306	392	76.9%
38	栃木県	2,134	1,030	110	483	1,623	511	76.1%
39	奈良県	2,071	1,086	140	334	1,560	511	75.3%
40	茨城県	4,809	2,326	488	808	3,622	1,187	75.3%
41	岡山県	3,587	1,875	208	614	2,697	890	75.2%
42	福島県	5,341	2,978	311	707	3,996	1,345	74.8%
43	高知県	2,129	1,157	117	316	1,590	539	74.7%
44	山口県	2,194	1,143	308	153	1,604	590	73.1%
45	北海道	10,157	5,377	755	1,191	7,323	2,834	72.1%
46	愛媛県	3,249	1,663	154	481	2,298	951	70.7%
47	広島県	5,162	2,469	361	507	3,337	1,825	64.6%
	合計	188,312	92,935	22,218	40,302	155,455	32,857	82.6%

※1 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物

※2 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有しない」と診断された建築物及び耐震診断が未実施の建築物